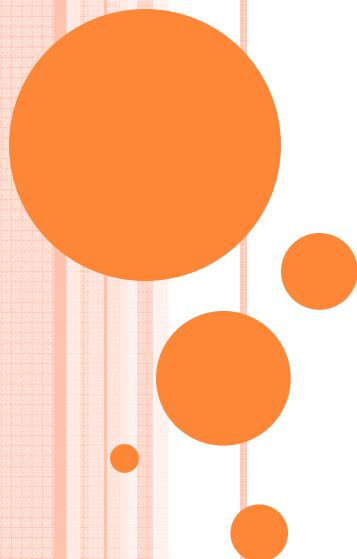


PANTION(2)



中国学科 阿川るい

Q9 厚生労働省は「将来世代でも年金は2.3倍の得」といっていますが、本当ですか？

- 2004年

- 厚生労働省試算の給付負担倍率

- 1985年以降も2.3倍

- 本書試算

- 1960年以降は皆1倍以下

給付負担倍率とは・・・

給付額と負担額の倍率。

例えば、20歳から59歳まで毎年12万円年金保険料を払ったとすると計480万円。このケースにおいて、給付負担倍率が2倍とすると、年金としてもらえる額は960万円。0.5倍とすると、240万円。



- なぜ両者の試算が異なるのか。

理由①

厚生労働省は運用利回りを4.1%に設定している。

理由②

厚生労働省は年金保険料を労使折半として計算。

理由③

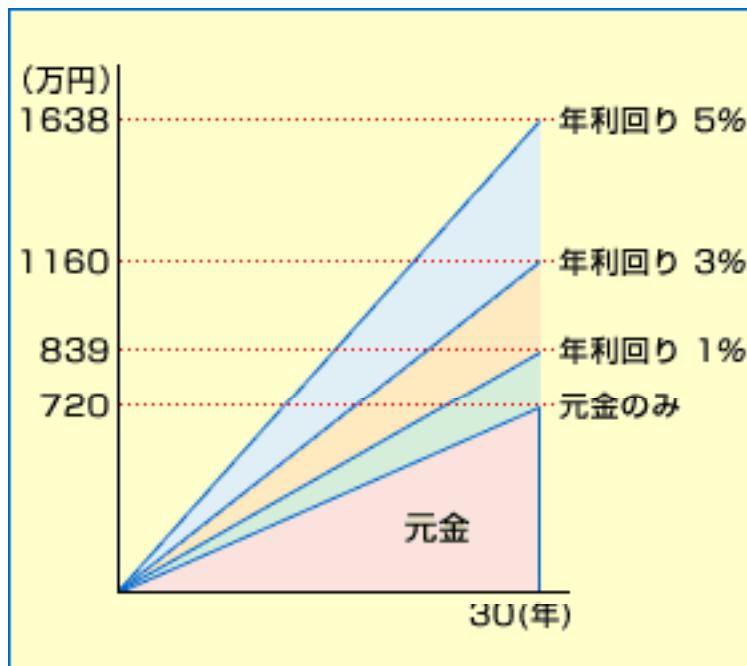
厚生労働省は、運用利回りとして利子率ではなく賃金上昇率を使っている。



運用利回りの設定による計算のちがい

30歳より月2万円を30年間積み立てると仮定します。

60歳で定年を迎え、20年間の年金を受け取るとどうなるか見てみましょう。



年利回り 60歳時残高 年金受取額（月）

5%	約1638万円	約10.7万円
3%	約1160万円	約6.4万円
1%	約839万円	約3.9万円
0%	約720万円	約3万円

※上記の計算は税金・手数料等を考慮していません。

※上記の計算は60歳以降も年利回りを一定としています。

Q10 基礎年金の税方式化で、本当に消費税は17%になるのでしょうか。

- A. 絶対にありません！

基礎年金の税方式化とは？

基礎年金の財源

→現在、1/2を国庫負担、残りは年金保険料

→いつそのこと、全額を国庫負担で賄えば？

しかし！厚生労働省は大反対！
そして反対キャンペーンや、情報操作。
なぜ？どのように？



- Q. なぜ厚生労働省は年金の税方式化に反対する？
A. 年金特別会計の巨額の予算が財務省に移るから。

- Q. 反対キャンペーンって？
A. 「基礎年金の全額税方式化で、消費税が3.5～12%も引き上げられる」宣言

→でも実際はそんなに上がらない！

根拠① 差し引きで比較すると、労働者の負担は減少する。

根拠② 消費税率引き上げの試算結果がおかしい。



- ・未納が増えると年金は破綻するか
- ・受給資格期間短縮化によって無年金者・低年金者は減少するか

神戸市外国語大学 3回 中嶋ゼミ

二部英米学科 村上有紀

未納が増えると年金は破綻するか

厚生労働省・「国民年金は未納があっても大丈夫」

なぜ言えるのか？

- 1、年金制度全体に占める国民年金の未納率は5%
- 2、未納者には将来年金が支払われないから
年金財政への影響は少ない
- 3、国民年金未納分は厚生年金が肩代わりしているというのはうそ

1 平成21年度の納付状況等について

年金全体から見ると未納者は確かに5%

(1) 公的年金制度全体の状況

だから何?
(正しいが意味のない主張その1)

- 公的年金加入対象者全体でみると、約95%の者が保険料を納付（免除及び納付猶予を含む。）。
- 未納者^(注1)は約321万人、未加入者^(注2)は約9万人。（公的年金加入対象者の約5%）
※ 平成21年4月から、基礎年金の国庫負担割合が2分の1に引き上げられ、さらに年金財政の安定化が図られたところ。

«公的年金加入者の状況（平成21年度末）»



第一号被保険者だけで見ると免除者含めて未納率は約6割。

正しいが意味のない主張その2

「未納者には将来年金が支払われないから
年金財政への影響は少ない」

- ・問題の本質は年金財政への影響ではない
- ・未納者は将来の生活保護受給者
- ・生活保護財源は全額税負担→国の財政的には大問題

「国民年金未納分は厚生年金が
肩代わりしているというのはうそ」

…というのはうそ。

- ・基礎年金制度とは基礎年金の負担をみんなで「割り勘」する制度
- ・未納者たちは「割り勘」の中に入っていない
→厚生、共済年金加入者が多く払っている

平成16年(2004年)の改正により、厚生年金保険の保険料率は、平成29年(2017年)まで、毎年改定されることになっています。

一般被保険者の保険料率は、毎年0.354%(1000分の3.54)ずつ引き上げられ、平成29年9月以後は18.3%(1000分の183.00)に固定されます。

保険料率引上げのスケジュールは次の通りです。

厚生年金保険料率の引上げスケジュール

平成16年 (2004年) 9月まで月分	13.580%
平成16年 (2004年) 10月から平成17年 (2005年) 8月までの月分	13.934%
平成17年 (2005年) 9月から平成18年 (2006年) 8月までの月分	14.288%
平成18年 (2006年) 9月から平成19年 (2007年) 8月までの月分	14.642%
平成19年 (2007年) 9月から平成20年 (2008年) 8月までの月分	14.996%
平成20年 (2008年) 9月から平成21年 (2009年) 8月までの月分	15.350%
平成21年 (2009年) 9月から平成22年 (2010年) 8月までの月分	15.704%
平成22年 (2010年) 9月から平成23年 (2011年) 8月までの月分	16.058%
平成23年 (2011年) 9月から平成24年 (2012年) 8月までの月分	16.412%
平成24年 (2012年) 9月から平成25年 (2013年) 8月までの月分	16.766%
平成25年 (2013年) 9月から平成26年 (2014年) 8月までの月分	17.120%
平成26年 (2014年) 9月から平成27年 (2015年) 8月までの月分	17.474%
平成27年 (2015年) 9月から平成28年 (2016年) 8月までの月分	17.828%
平成28年 (2016年) 9月から平成29年 (2017年) 8月までの月分	18.182%
平成29年 (2017年) 9月以後の月分	18.300%

厚労省が無意味な主張をする理由

- 未納問題への対策として挙がっている、
「基礎年金の税方式化」を避けるため

未納が低年金者、無年金者を生み出すことが問題
「未納があっても大丈夫」ではない。

- * 保険料軽減支援制度とは
所得に応じて保険料を軽減し、軽減分を国費でまかなう
・将来的には低所得者も満額の年金を受け取れるようになる

問題点

- ・第一号被保険者の所得把握が難しい
- ・偽低所得者の出現

受給資格期間短縮化によって 無年金者・低年金者は減少するか

* 受給資格期間とは

一定期間以上(日本では25年)保険料を支払わないと、

年金が受けとれない制度

(任意加入に近い日本の年金制度において25年ルールは必要だった)

・受給資格期間が足りないために年金がもらえない人、
無年金になる可能性のある人は、

118万人	・60歳未満	45万人
	・60～64歳	31万人
	・65歳以上	42万人

受給資格期間を短縮化すると、現在の無年金者またはその予備軍は救えるが…

保険料納付期間+免除期間 に対してもらえる基礎年金額

40年	約 月6万6千円(満額)
25年	約 月4万2千円
10年	約 月1万6千円

受給資格期間短縮化は
短期間しか支払わない者や未納・未加入者の拡大を促す

→将来的には低年金者(生活保護受給者)を増やす可能性が高い

Q. 5 具体的にはどれくらい保護費が支給されますか。

A. 5 収入と厚生労働大臣が定める基準（最低生活費）を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されますが、最低生活費は、お住まいの地域や世帯の構成等により異なりますので、詳しくはお住まいの地域を所管する福祉事務所の生活保護担当に御相談ください。

なお、生活扶助基準（食費・被服費・光熱水費等に対応するもの）の額の例は、以下のとおりです。また、生活扶助のほか、必要に応じて、住宅扶助、医療扶助等が支給されます。

支給される保護費のイメージ

最 低 生 活 費	
年金、児童扶養手当等の収入	支給される保護費

生活扶助基準額の例（平成24年4月1日現在）

	東京都区部等	地方郡部等
標準3人世帯(33歳、29歳、4歳)	172,170円	135,680円
高齢者単身世帯(68歳)	80,820円	62,640円
高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)	121,940円	94,500円
母子世帯(30歳、4歳、2歳)	192,900円	157,300円

※ 児童養育加算等を含む。

一級地での
高齢者単身世帯の
生活保護費は、

基礎年金満額の
6万6千円よりも高
い

「生活保護に
なった方がマ
シ」

◆物価変動率等で計算された実際の保険料額

		前年度 改定率	物価変動率		実質賃金変動率		保険料 改定率	H16年度に決めら れた保険料額	実際の保険料額	
決定後 の保 険 料 額	17年度	H17.4 ～H18.3	—	—	—	—	1.000	13,580	13,580	
	18年度	H18.4 ～H19.3	1.000	1.000	0.0%	—	—	1.000	13,860	13,860
	19年度	H19.4 ～H20.3	1.000	0.997	-0.30%	—	—	0.997	14,140	14,100
	20年度	H20.4 ～H21.3	0.997	1.003	0.30%	0.999	-0.10%	0.999	14,420	14,410
	21年度	H21.4 ～H22.3	0.999	1.000	0.00%	0.998	-0.20%	0.997	14,700	14,660
	22年度	H22.4 ～H23.3	0.997	1.014	1.40%	0.997	-0.30%	1.008	14,980	15,100
	23年度	H23.4 ～H24.3	1.008	0.986	-1.40%	0.990	-1.00%	0.984	15,260	15,020
将来 の保 険 料 額	24年度	H24.4 ～H25.3						15,540	H24年度保険料額	
	25年度	H25.4 ～H26.3						15,820	H25年度保険料額	
	26年度	H26.4 ～H27.3						16,100	H26年度保険料額	
	27年度	H27.4 ～H28.3						16,380	H27年度保険料額	
	28年度	H28.4 ～H29.3						16,660	H28年度保険料額	
	29年度～	H29.4～						16,900	H29年度～保険料額	

◆計算の基礎となるH16年の制度改正で決められたH17年度以降の保険料額

平成16年の制度改正で、国民年金の保険料は、平成29年度まで毎年280円ずつ引き上げられることになりました。

H16年の制度改正で決められた H17年度以降の保険料額	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年
	13,580	13,860	14,140	14,420	14,700	14,980	15,260
	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年度以降	
	15,540	15,820	16,100	16,380	16,660	16,900円	

受給資格期間の短縮について

＜改正内容＞

- 納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えていくという視点から、老齢基礎年金の受給資格期間を10年に短縮する。

(対象となる年金)

老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金
寡婦年金
上記に準じる旧法老齢年金

- 現在、無年金である高齢者に対しても、改正後の受給資格期間を満たす場合には、経過措置として、施行日以降、保険料納付済期間等に応じた年金支給を行う。
- 税制抜本改革の施行時期にあわせて施行(平成27年10月)。

(参考)65歳以上の無年金者(約42万人)の納付済み期間の分布

納付済期間	10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	計
割合	59%	19%	15%	6%	100%

※端数処理のため合計が一致しない。

(平成19年(旧)社会保険庁調べ)

平成27年10月から施行される
受給資格期間10年へ短縮にともなって、

平成24年10月～平成27年9月まで
保険料未納過去10年分を後納できる特例ができました。

著者 鈴木亘さんの提案…

受給資格期間短縮化と同時に基礎年金財源の消費税化

→保険料方式ではなくなるため、未納・未加入者増は起こりえない

中級編

神戸市外国語大学
中嶋ゼミ
英米学科 東花帆

Q7

子どもが増えても年金財政の
問題は解決しない?

Q8

パートアルバイトの年金加入
で財源UP?

Q7 子どもが増えても年金財政問題は解決しない。



年金財政が一番苦しくなる時期に間に合わない。

今後 40 年間

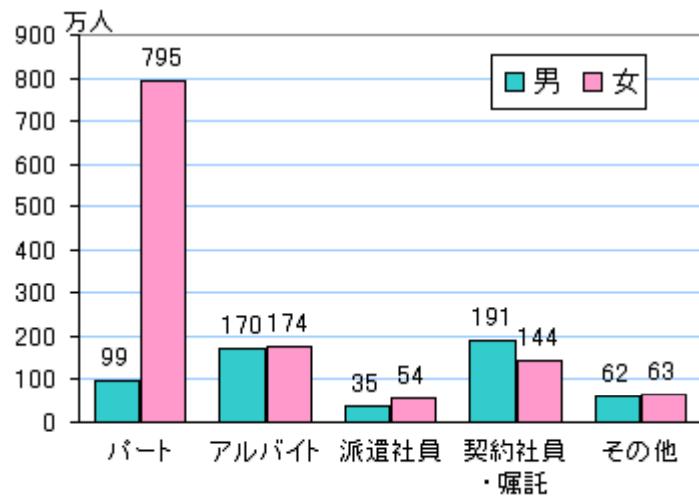
(2040年：高齢者/現役比率67.2%)



- 効果がみられるまでに少なくとも 20 年 +
- 合計特殊出生率が 1.546 (20年前の水準) に戻ったとしてもその効果は「緩和する」程度。

Q8 パートアルバイトが年金加入しても、年金財政は改善できない？

非正規雇用者の内訳(2012年)



(注)(資料)同上

- 全労働者の 1/3 が非正社員
- 女性が圧倒的に多い
- パートとして働いている女性は 55-64歳、66歳以上の高齢者層が多い

(総務省統計局「労働力調査特別調査」)

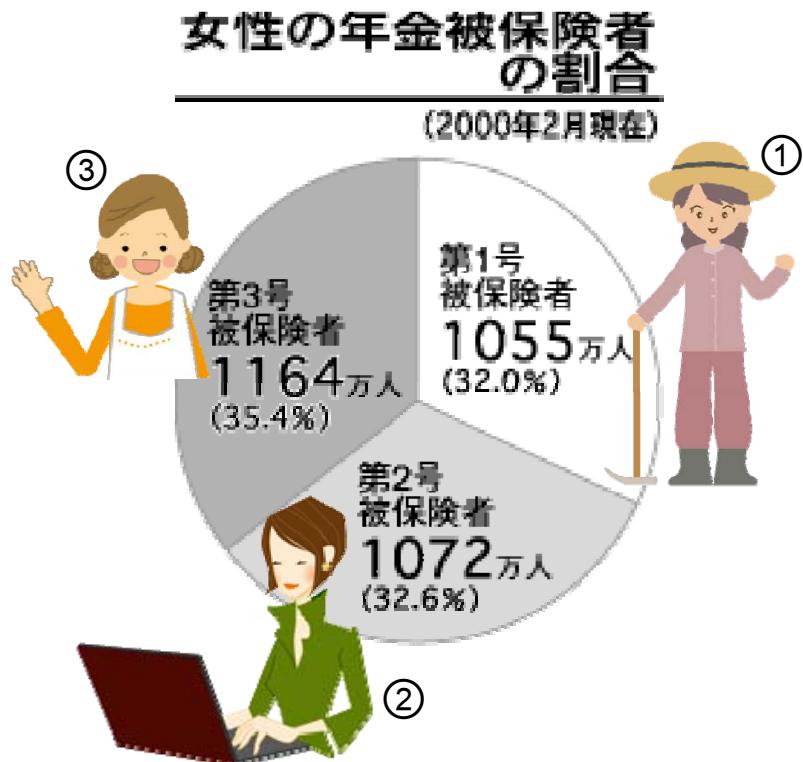
- 女性パートタイム労働者の 42 %は厚生年金・共済年金加入者の被扶養配偶者。

(厚生労働省「平成18年パートタイム労働者総合実態調査」)

?

Q8 パートアルバイトが年金加入しても、年金財政は改善できない？

厚生年金・共済年金加入者の被扶養配偶者 ＝ 専業主婦(夫)



①自営業者などの妻

- 自分で月1万5千円(国民年金)の保険料を支払う

②厚生・共済年金加入者

- 給与天引きの保険料に国民年金の分も含まれる

③厚生・共済年金加入者の妻

- 自分で保険料を支払わなくても国民年金を受け取れる

Q8 パートアルバイトが年金加入しても、年金財政は改善できない？

パートアルバイトの厚生年金加入拡大をすると

（月給8万円の場合、月8,042円を支払い、
老後は「国民年金」「厚生年金」両方を受け取れる）

1. 中高年齢層の女性が厚生年金に加入することで、年金財政にマイナスの影響をおよぼす。
2. 専業主婦(夫)は保険料を払わないように、労働を一切やめて無職になるという選択肢を選ぶかもしれない。
3. 雇用主が労使折半の保険料負担を嫌って、パート・アルバイトの雇用量を減らす可能性がある。



財政がよくなるとは限らない

第3号被保険者は優遇されている？

共働きの妻と第3号被保険者

(図表)
世帯単位で見た年金の給付と負担

- 専業主婦世帯（世帯所得50万円）

<負担>	
夫の保険料	4.3万円
妻の保険料	0円
世帯計	4.3万円



<給付>	
夫	50万円分の厚生年金 + 基礎年金
妻	基礎年金
世帯計	50万円分の厚生年金 + 2人分の基礎年金

- 共働き世帯（世帯所得50万円 = 夫30万円 + 妻20万円）

<負担>	
夫の保険料	2.6万円
妻の保険料	1.7万円
世帯計	4.3万円



<給付>	
夫	30万円分の厚生年金 + 基礎年金
妻	20万円分の厚生年金 + 基礎年金
世帯計	50万円分の厚生年金 + 2人分の基礎年金

自営業の妻と第3号被保険者

- 自営業の妻
保険料

→夫1万5千円 + 妻1万5千円
→「国民年金」が支給される

- 第3号被保険者(夫月収30万)
保険料

→夫2万6千円 + 妻0円の保険料
→「国民年金」「厚生年金」支給される